

地方財政危機突破総決起大会における 主催者代表あいさつ要旨

平成16年5月25日(火)
全国知事会会長：梶原 拓

全国知事会会長の岐阜県知事・梶原でございます。

「地方財政危機突破総決起大会」を開催するにあたり、主催者地方六団体を代表いたしまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、小泉総理大臣代理山崎官房副長官、倉田参議院議長、麻生総務大臣代理山口総務副大臣をはじめご来賓の先生方には、政務極めてご多忙の折りにもかかわらず、大会にご臨席をいただいております、ありがとうございます。

本大会は、全国町村会山本会長の提唱により企画されたものであり、全国の自治体、住民の負託を受け、ここに地方六団体、全国から7千6百名にのぼる多数の代表が結集いたしました。特に、今回は、その参加者数の多さもさることながら、知事、市町村長、議長本人の出席が5千名規模（知事34／47、都道府県議会議長30／47、市長約200／695、市議会議長4、町村長約2300／2405、町村議会議長約2400／2405）と、自治体・議会のトップが自ら参加する、かつてない大会となりました。参加者の数と構成が画期的であるのみならず、大会のねらいについても、従来の陳情・要望の決起大会をこえて、「地方から日本を変える」、「地方が国の形を変える」、「地域に自由を、市民に権利をとり戻す」、平成の自由民権運動、平成維新の総決起大会となりました。

さて、当面の「三位一体改革」という名の改革ではありますが、平成16年度の三位一体改革は、ご承知のとおり、国庫補助負担金の削減のみが優先され、税源移譲も全く不十分であり、また、突然に地方交付税が地方団体の知らないまま大幅削減されるなど、国が勝手に自らの財政再建を優先し、地方に一方的に負担転嫁する内容で、地方の期待を大きく裏切るものであり、真の三位一体の改革とは言えない、「三位バラバラ改悪」でありました。

また、この一連の流れの中では、本来別人格であるべき国と地

方自治体を不当にも公的部門として一括・一体化し、国から独立した法人格を持つ地方自治体の財政をあたかも国家財政の一部と見なし、国が地方自治体や地域住民の意向に関係なく一方的にコントロールできるとする財務当局の発言が繰り返されています。このことは、憲法に保障される「地方自治の本旨」、すなわち「団体自治、住民自治の原則」に反するものであり、許しがたいものであります。

(三位一体改革が本来めざすもの)

本来、三位一体の改革は、地方分権の理念に基づき、「地方が決定すべきことは地方自ら決定するという地方自治の本来の姿を実現」する改革、すなわち住民に身近なところで政策や税金の用途決定を行い、住民の意向に沿った行財政運営を可能とする地方分権改革でなければなりません。

そして、

第一に、政治行政の主役であるべき国民・住民の参画参加を飛躍的に高めることにより、その満足度を高めること、第二に、全国一律、画一による大きな無駄、縦割り構造による非効率を排除し、多様で選択性のある、総合的な行政の仕組みへと転換させること、第三に、地域間の創意工夫に溢れる競争により、地域の力を活性化させること、

こうしたことを可能にする地方分権の実現こそが、我が国の社会を「高コスト・不満足社会」から「低コスト・満足社会」へ転換する「真の構造改革」であり、これこそが究極の財政再建策となるものであることを十分に認識すべきであります。

(地方六団体のこれまでの取り組み)

このことを広く国民に理解、協力を求めることが必要であり、これまでの間、我々地方六団体では、「三位一体改革縦断列島シンポジウム」を開催し、直接地域住民に対して語りかけるなど、地方六団体が結束し、国民の理解と協力のもと、地方分権改革に向け精力的に取り組んできたところですが、当面、平成17年度の三位一体改革が、いよいよ大きな山場を迎えます。

(本日の大会の意義・趣旨)

本日は、地方六団体が一致結束し、平成17年度以降の三位一体改革において、基幹税への税源移譲の先行実施、それに見合っ

た国庫補助負担金の原則廃止、地方交付税の所要総額の確保が確実に実現されるよう、国に対し強く求めて参ります。

また、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」における「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に添い、地方の自由度を拡大し、地方の自立を推進する方向で、平成17年度以降の三位一体改革の全体像を、先ず明確に示すべきであります。

さらに、三位一体改革をはじめ、地方財政対策、地方財政計画の作成等においても、地方の意見を的確に反映させる仕組みとして、地方六団体と国の代表とが協議する場を常設すべきであることを、強く主張するものであります。お互いの信頼関係が築かれれば、我々も国に協力することにやぶさかではありません。

(地方六団体間の結束・協力の呼びかけ)

この後、これらの主張をとりまとめた決議を予定しており、大会終了後に、地方六団体として、政府関係者等に対して強く要請してまいる所存であります。

我々は、地域住民の生活を守るため、「国に協力すべきは協力し、闘うべきは闘う」、「協調と対決」、このような基本姿勢で、地方六団体の一丸となった力強い取組みを進めてまいります。

現状においては、国は審議会等で相変わらず官僚の作文のような方針を打ち出したりして、真に地方分権によって国の形を変えていこうとする国側の情熱、意欲は感じられません。今後、我々の信頼を裏切るようなことがあれば、これに対して断固として立ち上がり、闘うことを宣言するとともに、ご来賓ならびに関係者の皆様におかれましては、本大会の趣旨を是非ともご理解いただき、地方分権の確立になお一層のご協力をご期待申し上げ、私のあいさつといたします。